

最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格を算定する際の端数の取扱いについて

1. 最低制限価格及び調査基準価格は以下のように算出します。

(1) 次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①から④の額を合計します。

業種区分	①	②	③	④
工事請負	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.48	—
建築設計・監理	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 ×0.6	諸経費の額 ×0.6
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 ×0.48
補償コンサルタント				一般管理費等の額 ×0.45
地質調査	直接調査費の額	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費の額 ×0.48

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、①～④の額を合計した後に少数点以下の端数を切り捨てます。

(2) 入札者の平均入札額（予定価格を超過した入札及び予定価格の75%未満の入札等を含まない。入札の平均±標準偏差の範囲内の入札を算入。）を求めます。

※標準偏差については小数点以下の端数処理は行わず、「平均（小数点以下の端数処理を行わない。）－標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り上げ、「平均（小数点以下の端数処理を行わない。）＋標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらに「平均±標準偏差の範囲内の平均入札額」を求める際に小数点以下の端数を切り捨てます。

(3) (1) 又は (2) の額のうちいずれか低い額が最低制限価格（低入札価格調査基準価格）となりますが、次のような場合があります。

① (1) 又は (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.92 を超えるとき。

⇒ 予定価格×0.92 が最低制限価格（低入札価格調査基準価格）となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

② (1) 又は (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.75 に満たないとき。

⇒ 予定価格×0.75 が最低制限価格（低入札価格調査基準価格）となります。

※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。

2. 失格基準価格は、以下のように算出します。

低入札価格調査基準価格を求め、その額に0.98を掛けます。ただし、その金額が予定価格×0.75に満たないときは、予定価格×0.75が失格基準価格となります。

※いずれの場合も、少数点以下の端数は切上げます。